

改正建設業法における働き方改革等について

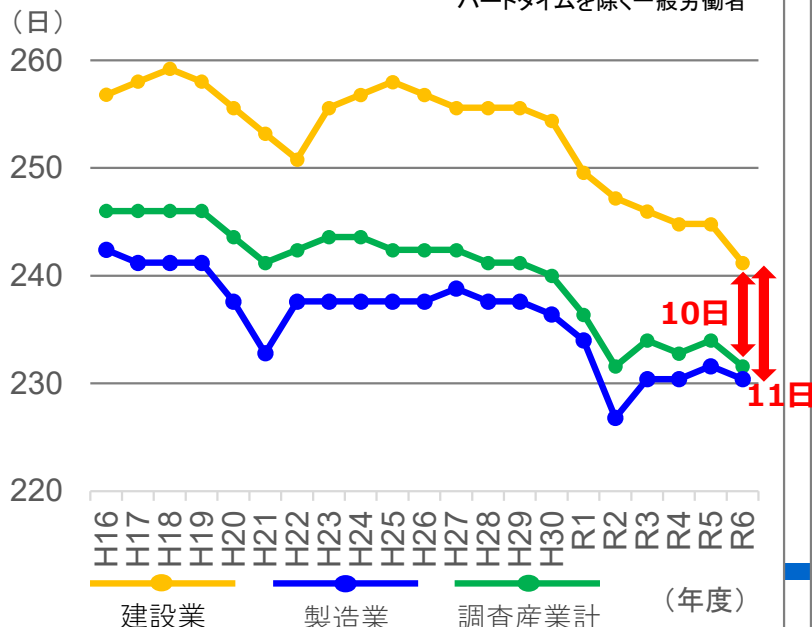
国土交通省 四国地方整備局

建政部 計画・建設産業課

建設産業における働き方の現状

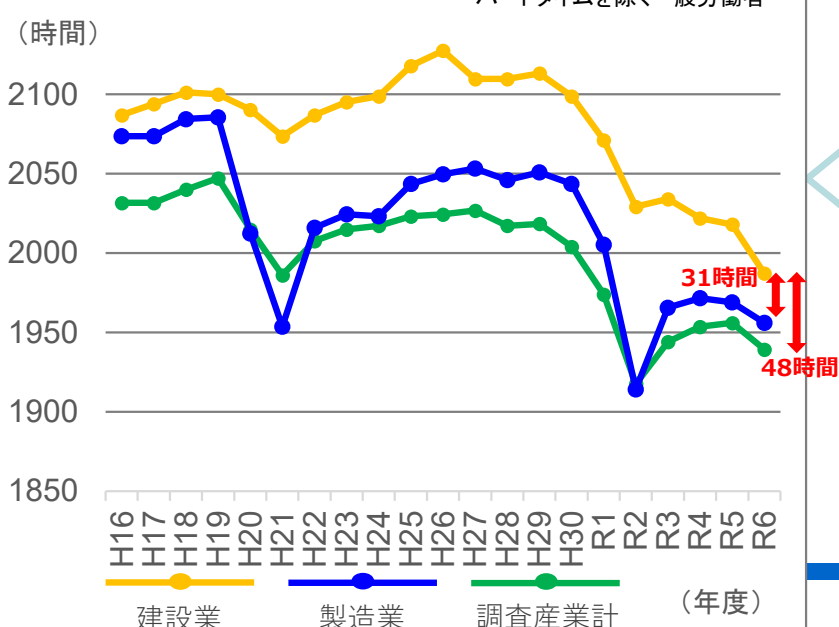
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

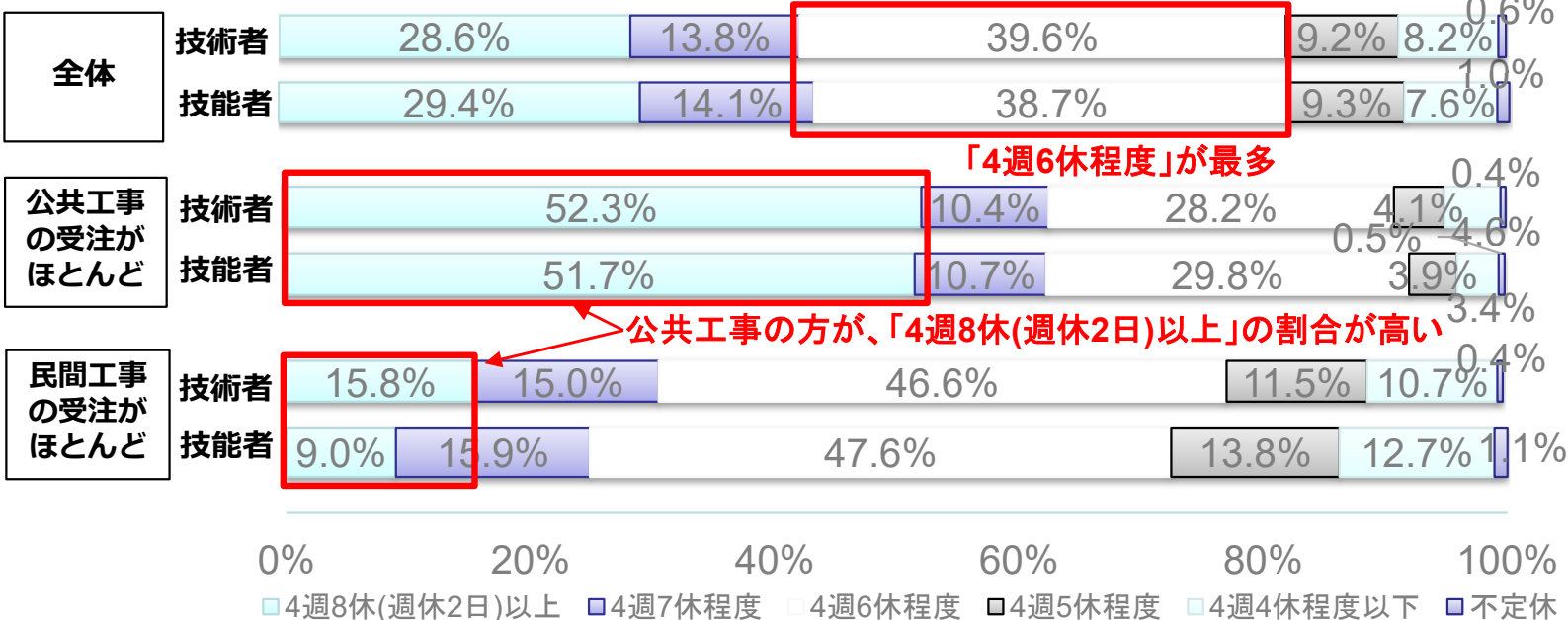
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて10日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて48時間長い。

出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況

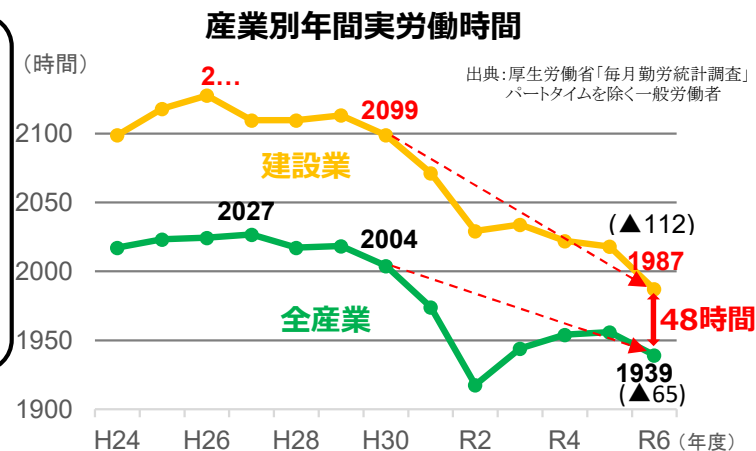


技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典: 国土交通省「令和6年度 適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」

建設業の働き方改革の取組

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少**したが、**なお高水準**。
- 令和6年4月から適用された**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



最近の働き方改革の取組

1. 規制内容の周知徹底

- ・リーフレットや会議等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- ・一般国民にも動画等によって周知・啓発



■建設業者向けリーフレット
(厚生労働省)



■動画による広報
(厚生労働省)

2. 公共工事における週休2日工事の対象拡大

- 〔直轄〕週休2日が定着。他産業と遜色ない多様な働き方を支援
- 〔都道府県〕原則全工事で週休2日を目指して取組を一層強化
- 〔市町村〕国と都道府県が連携し全市町村での導入を働きかけ

3. 適正な工期設定

- ・中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定(R6.3改定)
- ＜改定の主な内容＞
 - 注文者は、**時間外労働規制を遵守**して行う工期の設定に協力
 - 自然要因(**猛暑日**)における**不稼働**を考慮して工期設定
- 基準を踏まえた適正工期の設定を自治体・民間発注者へ働きかけ
- ・適正な工期の確保、建設業従事者の処遇改善に向け、**厚労省と連名で官民発注者に要請**
- ・建設Gメンが**実地調査し、是正指導**

4. 生産性の向上

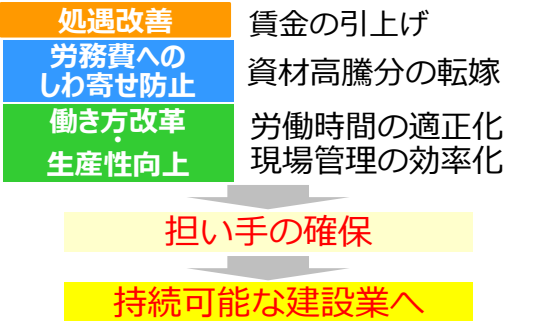
- ・労働時間削減のノウハウ等を整理した**好事例集**を作成・横展開
- ・建設業従事者が活用可能なICT機器導入**支援策**の周知・拡大
- ・直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。
(参考1) 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年 (+3.1%)
全産業 508万円/年 1,956時間/年
※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



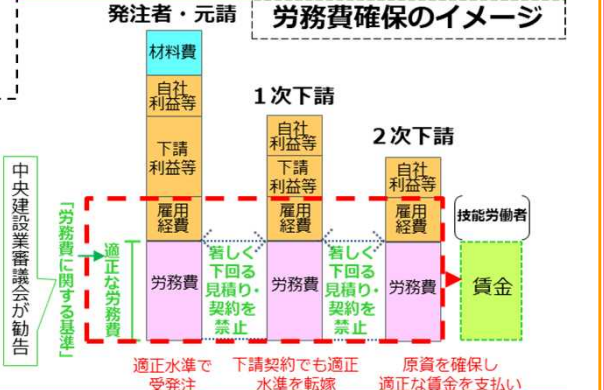
概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
→ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 「労務費に関する基準」の勧告
・中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
→ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

黄色部分：令和7年12月12日施行
それ以外：令和6年施行済

令和6年施行により中建審に作成権限が付与
→ 令和7年12月2日に作成され、実施が勧告された



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供しよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)
・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)
→ 特定建設業者*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも**著しく短い工期による契約**
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに**受注者**にも**禁止**

(現行) **注文者**は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%
2位	休日出勤	24%
3位	早出や残業	17%

4割超

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前

○ 受注者は、**資材の入手困難等**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知する義務**

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、**契約書の法定記載事項**(現行)

契約後

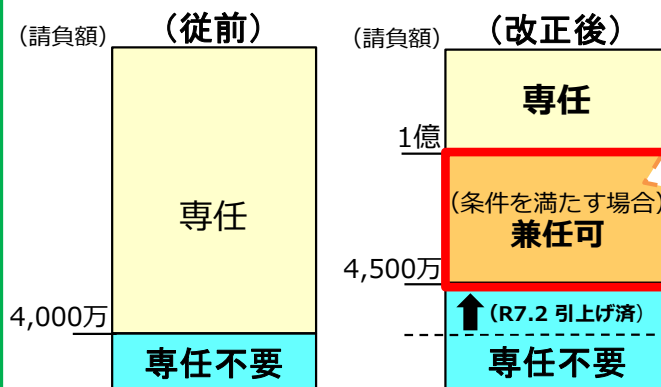
○ 上記通知をした**受注者は**、注文者に工期の**変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



◆ 営業所専任技術者の兼任**不可**

◆ 営業所専任技術者の兼任**可**

(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあっては2倍の額

【主な条件】

- ・ 兼任する現場間移動が容易
- ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・ 兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理



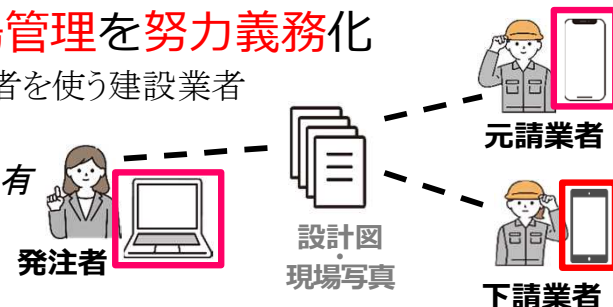
② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が**現場管理の「指針」**を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、**効率的な現場管理を努力義務化**

※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への**施工体制台帳の提出義務を合理化**
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。

・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。

・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。

・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 自然要因 | (6) 関係者との調整 |
| (2) 休日・法定外労働時間 | (7) 行政への申請 |
| (3) イベント | (8) 労働・安全衛生 |
| (4) 制約条件 | (9) 工期変更 |
| (5) 契約方式 | (10) その他 |

・**自然要因(猛暑日)における不稼働**を考慮して工期設定。

・十分な工期確保や交代勤務制の実施に**必要な経費は請負代金の額に反映**する。

・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

(優良事例集)

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業界団体の取組事例等を更新。

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

【参考】適正工期確保ガイドブック

四国地方整備局HP＞建政部＞産業行政＞（建設業）法令遵守と監督処分＞「適正工期確保ガイドブック」

「工期に関する基準」や適正工期のあり方について受注者や発注者の皆様へわかりやすく解説しています。

○工期に関する基準

適正な工期設定のための基準について提示しています。
詳細は以下のサイトをご覧ください。

[【工期に関する基準（本省）】](#)

[【適正工期確保ガイドブック】](#)

公共・民間建設工事を発注する皆様へ
「適正な工期設定に関する周知パンフレット」を作成しました。（愛媛県建設業労働時間削減推進協議会）

[【適正な工期設定に関する周知パンフレット】](#)

建設工事を発注する皆様へ 愛媛県建設業労働時間削減推進協議会

「工期に関する基準」を踏まえた
適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したガイドブック

◆工期に関する基準とは
適正な工期を設定するため、発注者と受注者それぞれの
負担や考慮すべき事項を定めたものです。

◆考慮すべき事項
自然要因（雨雪や台風、猛暑日）、休日・労働時間等の
労働環境要因（週休2日の確保、有給休暇の取得促進）

ガイドブックでは
「工期に関する基準」等を
受注者や発注者の皆様へ
わかりやすく解説しています。

適正工期確保ガイドブック

解説動画の掲載先QRコード

※ 四国地方整備局のHPに掲載されています。

適正な工期設定はなぜ必要？

- 1 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
- 2 建設業界の働き方改革と新たな担手を確保

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラの整備や、災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様の安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるための必要措置です。

特に、「時間外労働規制の遵守」「週休2日の確保」「猛暑日等による不労働日」を考慮し、建設業で働く方々の健康や安全の確保に配慮した工期設定が必要です。

R8.6 愛媛県建設業協会 国土交通省 厚生労働省 愛媛県

建設工事を発注する皆様へ 愛媛県建設業労働時間削減推進協議会

「著しく短い工期による工事契約」は
建設業法で禁止されています！

長時間労働が前提の工事契約は法律違反に繋がるおそれ

工事の発注者	工事を受注する建設企業
①長時間労働を前提とした工事請負契約の締結	②労働基準法の 時間外労働規制に 違反した場合
③建設業法の「著しく短い工期の禁止」に違反	

著しく短い工期の禁止に違反した工事発注者には、
建設業許可部局が行政指導を実施し、発注者名等を
公表する場合があります。

工事の発注者と受注する建設企業の双方が建設業法違反となります
(違反した建設企業は許可行政による指導監督の対象となります。)

建設業法 第十九条の五（著しく短い工期の禁止）

第1項 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に
比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第2項 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間
に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

労働基準法や建設業法などの法令遵守の徹底をお願いします

R8.6 愛媛県建設業協会 国土交通省 厚生労働省 愛媛県

適正工期確保
GUIDE BOOK

～ 建設業の生産性向上と長時間労働是正 ～

長時間労働の
解消に期待！

“働き方”を変える

担い手確保に
繋がるかも

休み日と休み
工期設定を

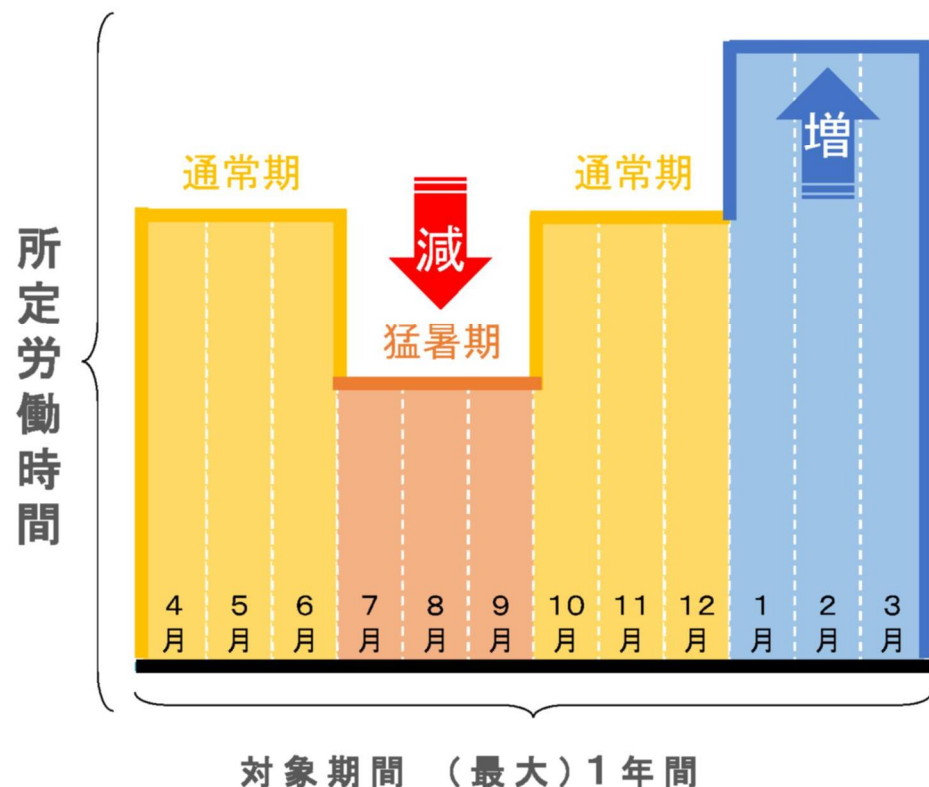
令和6年6月～ 改正建設業法が成立

1年単位の変形労働時間制の概要(労働基準法関係)

○特定の季節(夏季・冬季など)、特定の月で業務の繁閑が大きい場合には、1年単位の変形労働時間制を用いることが効果的

○繁忙期の所定労働時間を長くする代わりに、閑散期の所定労働時間を短くするといったように、業務の繁閑に応じて、工夫しながら労働時間の配分を行い、労働時間の短縮を図る。導入に当たっては、就業規則への規定、労使協定の締結(届出)が必要

制度イメージ



概要

- 1年間で平均して、**1週40時間**となる範囲※で、**シフト作成のルールに則って**所定労働時間に凹凸をつけることができる。

※年間の所定労働時間を、**2,085時間**(法定労働時間の総枠)以内で設定することが必要。

- 1週40時間、1日8時間を超える労働時間を設定した場合には、その設定した時間を超えた労働が時間外労働となる。

※変形労働時間制では、1週、1日の法定労働時間又は所定労働時間を超えた労働や、法定労働時間の総枠を超えた労働について、割増賃金を支払うことが必要。

シフト作成のルール

- ① 労働日数は**年間280日**まで
- ② 連続労働日数は原則**6日**まで
- ③ (特に繁忙な場合は**12日**まで)
- ④ 労働時間は**1日10時間、1週52時間**まで
- ⑤ 労働時間が48時間を超える週は**連続3回**まで
- ⑥ 対象期間を3か月ごとに区分した各期間で、労働時間が48時間を超える週は**3回**まで

【参考】建設業における1年単位の変形労働時間制の活用について(協力依頼)

事務連絡
令和7年6月24日

建設業団体 各位

厚生労働省労働基準局
労働条件政策課
監督課
国土交通省不動産・建設経済局
建設業課

建設業における1年単位の変形労働時間制の活用について(協力依頼)

日頃より、労働基準行政及び建設業行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省において、新たに別添のパフレット「建設業における1年単位の変形労働時間制のポイント」を作成いたしました。

1年単位の変形労働時間制とは、季節によって業務に繁閑が大きい場合に、繁忙期に長い時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に配分することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度です。建設業においては、猛暑や寒冷・多雪地域における冬季休止期間など自然的要因における不稼働期間が想定される場合に、同制度を活用することにより他の期間の労働時間を柔軟に設定することが可能となります。

つきましては、別添のパフレットについて、各会員に対する周知の御協力をお願いいたします。

また、建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&Aにつきましても、厚生労働省のホームページに掲載しておりますので、こちらも併せて御覧いただきますようお願いいたします。

(参考)

- 建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A(令和5年7月6日公表)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001115877.pdf>
- 建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A(追補分)(令和7年6月19日更新)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001505976.pdf>

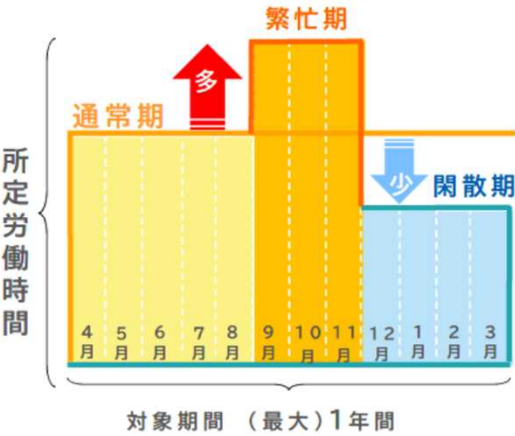
建設業の事業主の皆さまへ

建設業における 1年単位の変形労働時間制のポイント

1年単位の変形労働時間制とは、季節によって業務に繁閑が大きい場合に、繁忙期に長い労働時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に配分することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度です。

1 1年単位の変形労働時間制の概要

(イメージ図)



- 1年間で平均して、**1週40時間**となる範囲※で、シフト作成のルールに則って所定労働時間に凹凸をつけることができます。

※年間の所定労働時間を、**2,085時間**(法定労働時間の総枠)以内で設定する必要があります。

- 1週40時間、1日8時間を超える労働時間を設定した場合には、その設定した時間を超えた労働が時間外労働となります。

※変形労働時間制では、1週、1日の法定労働時間又は所定労働時間を超えた労働や、法定労働時間の総枠を超えた労働について、割増賃金を支払う必要があります。

- 積雪の度が著しく高い地域では、建設業の屋外作業向けに、**シフト作成のルールの特例(積雪特例)**が設けられています。

積雪の度が著しく高い地域は
こちらをご確認ください



2 シフト作成のルール

- 労働日数は**年間280日**まで
- 連続労働日数は原則**6日**まで(特に繁忙な場合は**12日**まで)
- 労働時間は**1日10時間、1週52時間**まで
- 労働時間が48時間を超える週は**連続3回**まで
- 対象期間を3か月ごとに区分した各期間で、労働時間が48時間を超える週は**3回**まで

積雪特例でも
同様です

積雪特例では
適用されません

【参考】建設業における1年単位の変形労働時間制の活用について(協力依頼)

勤務カレンダー例① 夏に猛暑が続く地域の場合(その1)

猛暑の時期は1週の所定労働時間を30時間まで減らし、
秋～年度末を繁忙期として1週の所定労働時間を48時間とする場合



夏期(6、9月)
週所定労働時間 35時間
猛暑(7、8月)
週所定労働時間 30時間
繁忙期(10～3月)
週所定労働時間 48時間
それ以外(4、5月)
週所定労働時間 40時間

年間労働日数 276日
年間休日数 89日
年間総労働時間(所定) 2085時間
1週あたり平均 39時間59分

※本カレンダーはあくまでも一例であり、降雪期、繁忙期には他にも様々な所定労働時間を設定することが考えられます。

勤務カレンダー例② 夏に猛暑が続く地域の場合(その2)

週休2日を確保しつつ、猛暑の時期は1週の所定労働時間を20時間まで減らし、秋～年度末を繁忙期として1週の所定労働時間を47.5時間とする場合



猛暑(7、8月)
週所定労働時間 20時間
繁忙期(10～3月)
週所定労働時間 47.5時間
それ以外(4～6、9月)
週所定労働時間 40時間

年間労働日数 242日
年間休日数 122日
年間総労働時間(所定) 2038.5時間
1週あたり平均 39時間06分

※本カレンダーはあくまでも一例であり、降雪期、繁忙期には他にも様々な所定労働時間を設定することが考えられます。

【概要】

- 建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

(1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

(1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

(1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

(1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

(1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2～1-4とセット)

- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

(1-6) 適切な設計図書の作成

(1-7) 労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

(2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

(2-2) 作業環境の改善

- ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
- ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(3-1) 熱中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

(3-2) 直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

(4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

(4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

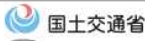
(4-3) 好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

働き方改革の実現に向けた効率的な建設工事の促進(モデル事業事例集)

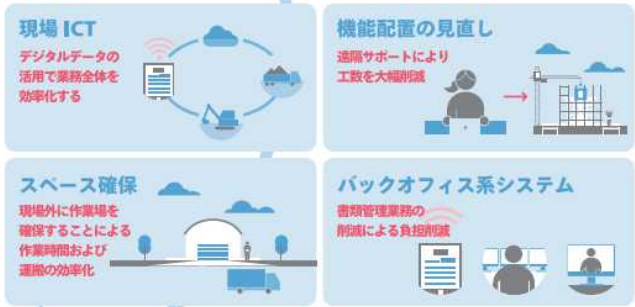
- 建設業における罰則付き時間外労働上限規制が令和6年4月より適用。一層の効率化・生産性向上が急務。
- 発注者、元請、専門工事業者を含めた多様な関係者と連携して実施した効率的な建設工事の促進に係るモデル事業の取組を事例集としてとりまとめ。



今求められる 建設工事の効率化による 働き方改革の実現とは

働き方改革の実現に向けた
効率的な建設工事の促進事業

取り組み事例



事業概要

建設業は、社会資本の担い手であり、災害時には地域社会の安全を守る重要な役割を果たしています。しかし、若い世代の人口が減少し、就業者の減少が続いています。建設業が魅力ある産業であり続けるためには、働き方改革や生産性向上の実現が必須です。また、令和6年4月から罰則付き時間外労働上限規制が適用され、建設工事現場の効率化も必要です。国土交通省では効率的な建設工事の実現に向けた取り組みを実施し、その成果を事例集として取りまとめました。事例の詳細は WEB サイトをご覧ください。



カテゴリについて

本事業における各モデル事業者の取組内容について、大きく4つのカテゴリに分類しております。本事例集を参考いただく際の索引としてご利用ください。

現場ICT(以下、「現場ICT」とする。)

工事施工におけるICT機器やデジタルデータの利活用等により、現場作業の生産性向上を図る取組

機能配置の見直し(以下、「機能配置」とする。)

建設ディレクターの活用や外注業者への業務委託により、現場での書類作成や写真整理等にかかる業務負担の平準化を図る取組

作業場・駐車場・宿舍等確保(以下、「スペース確保」とする。)

現場外に作業場としてのスペースや現場場内に重機等を駐車できるスペースを確保することにより、現場作業の効率化を図る取組

バックオフィスシステム(以下、「BOシステム」とする。)

工程管理システムや原価管理システム等の導入により、バックオフィス業務の効率化を図る取組

目次

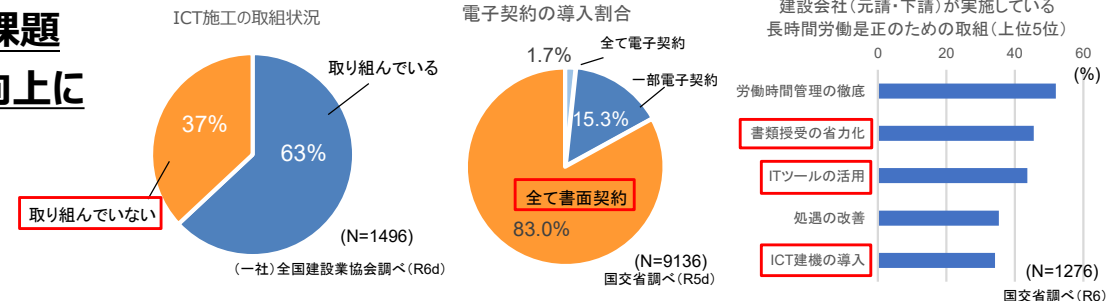
事業No.	事業者名	事業名	カテゴリ				専門工事業者向け/元請向け	ページ
			現場ICT	機能配置	スペース確保	BOシステム		
01	藤原工業株式会社	建設ディレクターや工事施工管理ツールを活用し書類管理業務の効率化を図る取組	✓	✓		✓	専門 元請	P6
02	株式会社香山組	“紙媒体ゼロ”達成に向けたオールデジタルの取組	✓	✓			専門 元請	P12
03	株式会社大林組	車両動態管理システムを利用した資機材搬入管理と近郊交通問題の緩和する取組	✓	✓			専門 元請	P14
04	株式会社山上組	ダンプ車両情報と建機ペイロード連携による発土搬出業務の効率化を図る取組	✓				専門 元請	P18

全体版はこちらから ↓
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00074.html
「働き方改革の実現に向けた効率的な建設工事の促進事業」で検索

情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針(ICT指針)

背景・課題

- 「地域の守り手」である建設業においては、**担い手確保が喫緊の課題**
- 建設業の持続可能な発展のため、**現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可欠**
- 建設分野におけるICT活用に向けた技術開発が進展しつつある一方、建設業のICT化は不十分な現状



第三次・担い手3法

- ① ICT活用による現場管理を努力義務化(特定建設業者・公共工事受注者)
- ② ICT活用による現場管理の下請に対する指導を努力義務化(元請)
- ③ ICTを活用した現場管理の指針作成(国)
- ④ 公共工事でのICT活用に向けての助言・指導等(公共工事発注者)

赤字 事業者の取組
青字 国・発注者の取組

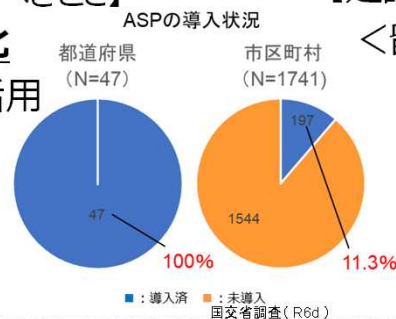
ICT指針の概要

- 建設業者によるICTを活用した生産性向上策への積極的取組み、ICTを活用した施工管理を担う人材育成が待ったなしの課題
- 特定建設業者はもちろん、その他の建設業者についても、経営規模等に応じたICT化への取組みが不可欠
- 建設業のICT化の実現には、建設業者だけでなく、発注者・工事監理者・設計者等の理解が不可欠
- 建設業者間での共同での新技術の開発・研究の促進による、さらなる技術開発推進が必要
- 工事現場においてICTを活用しやすくなるよう、発注者も通信環境の整備について協力
- i-Construction2.0の推進も含めた建設業全体のICT化を推進し、省力化による生産性向上・建設業の魅力向上を実現

【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

- ・ 元請・下請間の書類等のやり取りの合理化
- ・ CCUS、建退共電子申請方式の積極的活用
- ・ 電子契約等の積極的活用

※国・自治体は、公共工事におけるASPの積極的活用、書類の簡素化が必要



【建設現場へのICT導入にあたり、建設業者が留意すべきポイントと事例】

<留意点(例)>

- ✓ 工種・工程・要求精度に見合った最適な機器の選定
- ✓ ICT活用による技術者の兼任制度活用とのシナジー
- ✓ 下請業者等との連携・協働
- ✓ 技術者や技能者の技能向上

ICT事例集(※)⇒

(※) 情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針 (ICT指針) に関する事例集
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001851357.pdf



令和7年度入札契約適正化キャラバン実施結果 地方整備局等による働きかけの効果

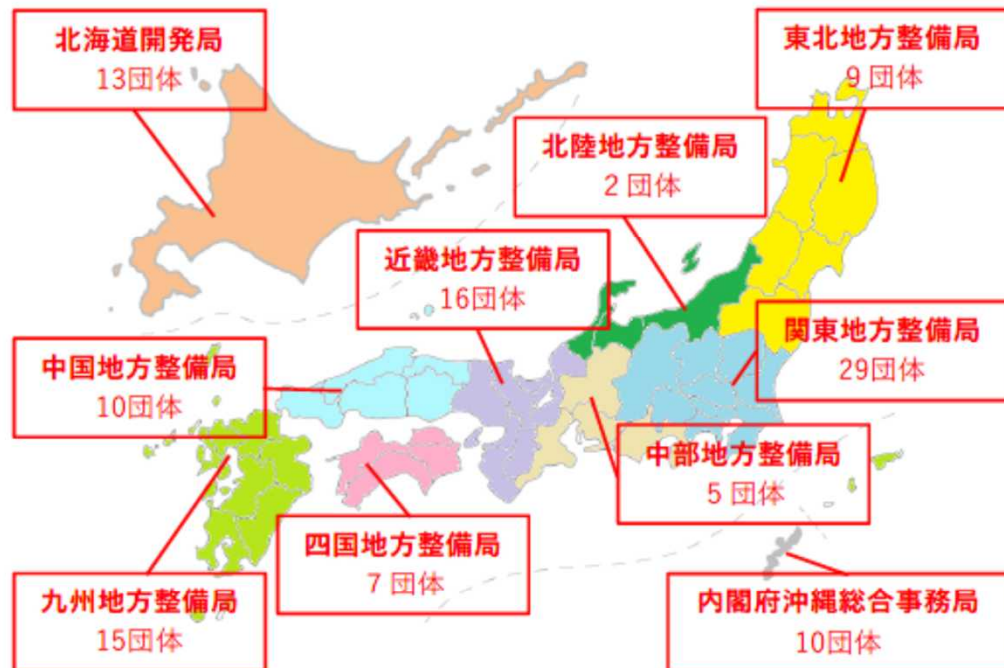
○各地方整備局等において、週休2日工事を実施していない市区町村を中心に、**全国計116団体に対し、個別訪問等による働きかけを実施**（令和7年9月～令和8年2月）。注）働きかける内容及び手法は各市区町村の取組状況等による差異あり。

○働きかけの対象となった**全ての団体において、令和7年度または令和8年度中の週休2日工事の実施が見込まれる結果**となり、市区町村における入札契約の取組改善が加速化。

令和7年度 キャラバン実施地域及び実施結果

全国計 116団体（市区町村）*

*キャラバン開始当初にR7週休2日工事実施率70%未満が見込まれた都道府県域及びR6同実施率30%未満の都道府県域のうち、週休2日工事未実施の市区町村を中心として実施。



▶ 全対象団体でR7～8年度中の週休2日工事实施見込みを確認

- ・R7年度週休2日工事未実施の市区町村は全体で393/1721団体（実施率77.2%）*
- ・今回のキャラバン対象の116団体のうち、78団体で新たに週休2日工事の導入が見込まれ（単純加算で実施率約5%の上げ効果）、38団体で既に導入した週休2日を適用する対象工事の拡大等が見込まれる。

* 令和7年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査（R7.6.1時点）より

キャラバン実施と週休2日工事導入の流れ（例）

◎ 岐阜県八百津町の導入例（中部地方整備局）

国 県 R7.9.9 キャラバンの実施

- ・直接、個別訪問による働きかけ（岐阜県との合同実施）
 - ・週休2日工事の実施見込みや課題についてのヒアリング、関連法令・制度に関する説明や積算方法に関する助言等
- ⇒導入に向けた意向や課題を確認し、必要な支援を実施

国 県 R7.10.10 フォローアップの実施

⇒導入に向けた進展状況を確認し、実現を後押し

町 R7.11.21 週休2日工事实施要領策定、公表（12.1～施行）

町 R7.12.16 週休2日を適用した河川改良工事発注（公告）

- ・工期や工事規模を鑑み、比較的導入しやすい工事から適用
- ・発注者指定型で導入し、週休2日の実効性を確保



▶ キャラバンにおける中部地方整備局の説明資料（抜粋）



▶ 週休2日工事实施要領の公表（八百津町HP）

注）実施対象となった団体の取組の一例であり、各ブロックや対象団体により内容は異なる。

改正建設業法の全面施行を受けて講じた措置

建設業法令遵守ガイドラインの改訂

改正建設業法において新たに規定された各種規制事項について、
 元請下請間および発注者受注者の各法令遵守ガイドラインを改訂。

主な改訂内容

- ◆ 通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るおそれのとなる見積りのやりとり
- ◆ 書面契約の取り交わしの再徹底等
- ◆ 受注者による通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期の禁止
- ◆ 受注者による通常必要と認められる原価に満たない金額の請負契約の禁止
- ◆ 請負契約における賃金・労務費の適正な支払いに係るコミットメント条項
- ◆ 取適法改正に伴う所要の改正

通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集

建設Gメンによる調査において、通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれとなるような、不適正な見積りのやりとりによる取引行為を類型化し、「取引事例集」として公表。

不適正な取引行為類型

- | | |
|----------------|------------------|
| ① 単価を見直さない据え置き | ④ 相見積等を基にした指値 |
| ② 一律一定比率等の減額 | ⑤ 取引関係維持等を意図した減額 |
| ③ 予算額を前提とした指値 | ⑥ 工事条件を考慮しない価格設定 |

「駆け込みホットライン」の情報収集フォームの開設

「駆け込みホットライン」は、これまでは電話による情報提供の方法が中心であり、
 通報内容のやり取りをするために要する時間や通話費用など通報者への負担となっていた。

今般の情報収集フォームの開設により、通報対象となる違反事項をリストから選択
 できるようにする等の工夫により、通報に要する時間を短縮する改善が図られ、違
 反情報の提供を行いやすい環境を整えた。



建設Gメンと関係省庁の連携強化

中小企業庁との連携（取引Gメンとの情報連携）



中小企業庁による「価格交渉促進月間フォローアップ調査」の結果
 公表について、「発注者リスト(※)」に掲載された建設業者に対する調
 査の端緒として活用する。また、取引Gメンとの情報共有等の連携の
 在り方について検討を進める。

※「発注者リスト」とは、当該調査において10 社以上の中小受託事業者から主要
 な取引先として挙げられた事業者について、取引先との価格交渉、価格転嫁等
 の状況に関する評価結果を中小企業庁が公表したもの。

厚生労働省との連携



建設Gメンが法令違反の疑いがある建設業者に対して調査を行う
 際、必要に応じて労働基準監督署の同行を求める等の取り組みを引
 き続き実施するとともに、情報共有等の連携の在り方について検討
 を進める。

※引き続き各都道府県労働局が主催する建設業関係労働時間削減推進協議会な
 どの機会を活用し、全面施行された改正建設業法及び労務費に関する基準の周
 知を行うなど、法令遵守の啓発活動における連携を継続する。

- 建設Gメンが下請取引等実態調査や駆け込みホットラインなどの端緒情報（うち技能者の処遇に影響を及ぼすおそれがあるような不適正な取引に関する情報は約500件程度）をもとに、929事業者に対する調査等、うち不正行為やそのおそれが確認された604事業者に対して指導、助言等を実施。
- 建設Gメンによる建設工事の請負契約に関する状況等の調査を通じ、技能者の処遇に影響を及ぼすような不適正な取引のおそれに対する指導等を行った主な内訳として、見積内訳明示・条件提示不備等：457件、契約書記載不備等：428件、価格転嫁（金額変更に関する定めの不備等）：166件などが挙げられる。

1.調査件数等の内訳

【調査：929事業者】

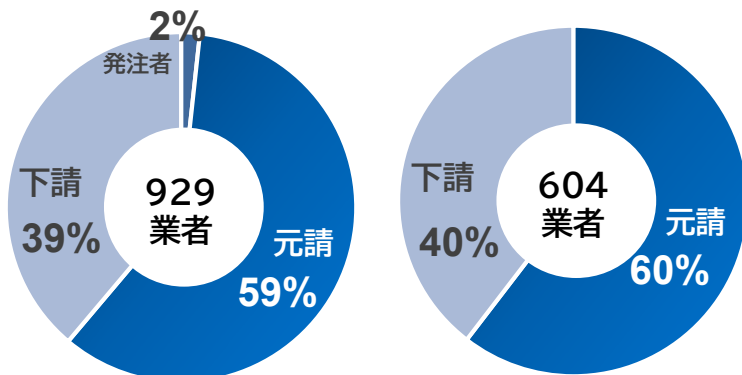
- ・発注者 16事業者
- ・元請事業者：552事業者
- ・下請事業者：361事業者

【指導、助言等：604事業者】

- ・発注者 0事業者
- ・元請事業者：365事業者
- ・下請事業者：239事業者

調査業者数

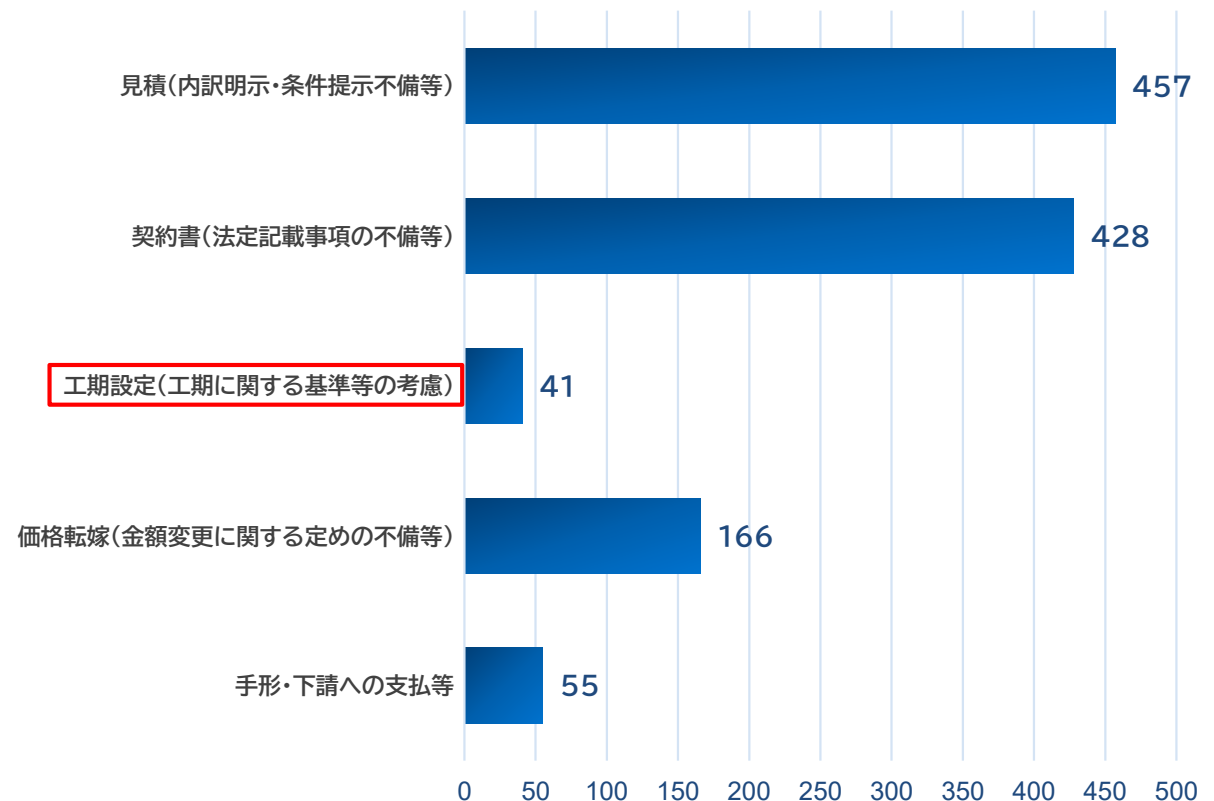
指導業者数



※調査件数は1社に対して複数回行っている場合があるため延べ数となる。

2.主な指導等の内訳

※1社において複数事項で指導していることがあるため、業者数と一致しない。



※指導件数には、法未施行の規定に係る指導を含む

働き方改革の推進に関する 取り組みについて

国土交通省 四国地方整備局
企画部 技術管理課

四国地方整備局の管轄

凡 例

- : 四国8の字ネットワーク
- : 鉄道JR
- : 鉄道(その他)
- : 一級水系
- ▼▼ : 直轄海岸施工区域
- : 直轄ダム(管理)
- : 直轄ダム(改造・再生中)
- : 直轄ダム(建設中)
- : 重要港湾
- : 避難港
- : 航路
- : 空港・その他飛行場



道路 : 一般国道11路線
直轄管理区間 : 1,343.0km
四国8の字ネットワーク(約800km)のうち
事業中 : 169km
供用中 : 611km

港湾 : 港湾15港
重要港湾 : 13港
避難港(地方港) : 2港
海岸1海岸(高知港海岸)
空港 : 4港
拠点空港 : 3港
共用空港 : 1港(徳島)

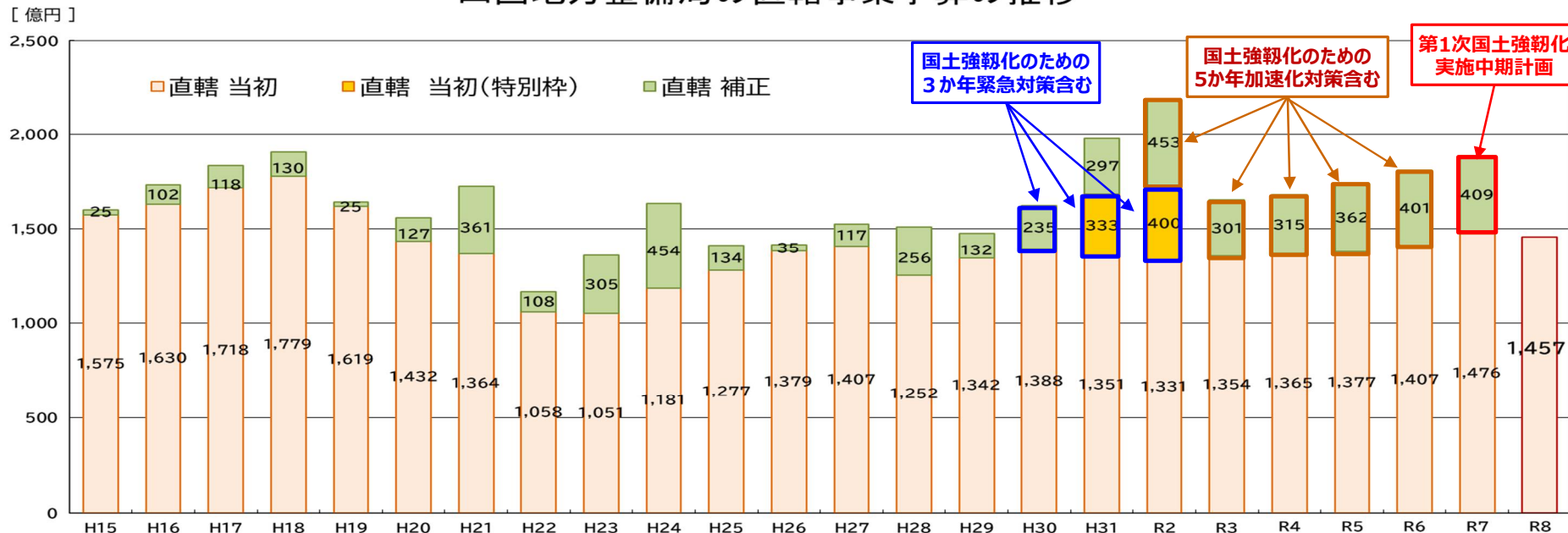
公園 : 国営讃岐まんのう公園
公園面積 : 350ha (H25.4全面供用)
河川 : 8水系
直轄管理区間 : 446.8km (ダム区間含む)
ダム 建設 : 1ダム、改造・再生中 : 2ダム
管理 : 8ダム
砂防(吉野川水系、重信川水系)
直轄砂防事業面積 : 2,058km²
地すべり 2箇所(632ha)
海岸 1海岸(高知海岸 : 13.8km)

凡 例

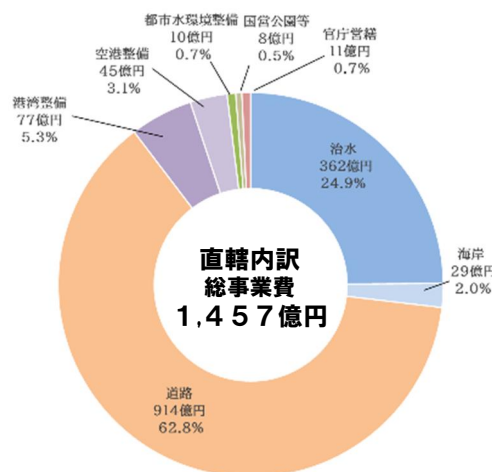
- : 高規格道路
- : 事業箇所
- : 調査中区間

E11 路線番号
(高速道路ナンバリング)

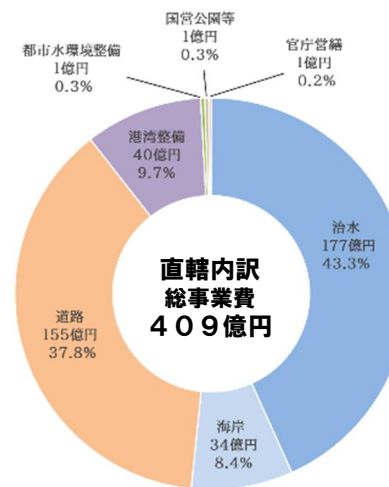
四国地方整備局の直轄事業予算の推移



令和8年度当初予算概要



令和7年度補正予算概要

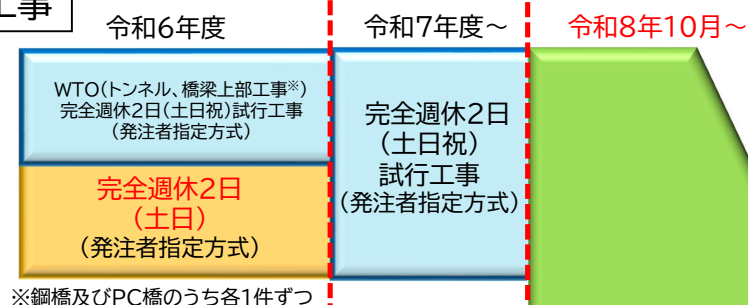


フレキシブルな休日制度に関する取組【四国地方整備局】

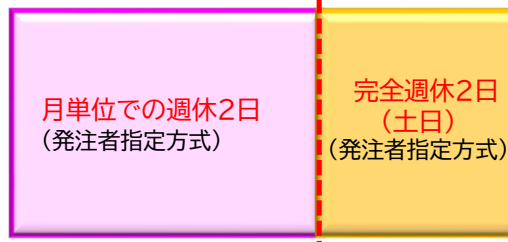
令和8年10月期の実施方針

- 令和6年4月1日より、建設業にも時間外労働の上限規制が適用されることから、更なる週休2日工事の推進が求められ、令和7年度より本官工事は完全週休2日(土日祝)、分任官工事は完全週休2日(土日)とすることで、週休2日の「質の向上」に向け取り組んできたところ。
- 令和8年10月1日以降公告する工事より、本官工事・分任官工事ともに休日の設定曜日に関わらず、一定以上の休日を確保する「**フレキシブルな休日制度試行工事**」とし、多様な働き方の実現、ワーク・ライフ・バランスのさらなる向上を推進する。

本官工事



分任官工事



※対象: 令和8年10月1日以降入札手続き(公告)を行うもの

【具体の取扱い】

本官工事、分任官工事

- 全ての工事を対象に、**フレキシブルな休日制度**を適用する。

※フレキシブルな休日制度とは、**工期内において週休2日(土日祝)以上の日数を確保した上で、柔軟に休日を設定する制度**である。なお、技術者及び労働者を交替しながら休日を確保することも可とする。

※**経常維持工事(河川維持・道路維持)及び災害復旧工事等**の現場閉所を行うことが困難な工事においては、従前の交替制適用工事と同様に、技術者及び技能労働者が交替しながら**工期内において週休2日(土日)以上の日数を確保**するものとする。

※**令和8年9月30日以前に公告した工事**は、これまでの制度を継続するものとし、本制度の対象外とする。

- ※現場閉所 : 現場事務所での事務作業(内業)を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態(休日)を指す。
- ※交替制 : 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事において、技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保するもの。
- ※対象期間 : 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、猛暑対策として休工とした期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

フレキシブルな休日制度に関する取組【四国地方整備局】

ワーク・ライフ・バランス及び工事特性に配慮した「フレキシブルな休日制度」の試行

○完全週休2日にとらわれず、受注者が工事の特性や労働者の勤務状況等を踏まえて柔軟に休日を設定可能とすることで、創意工夫を活かしながら、多様な働き方の実現とワーク・ライフ・バランスの向上を図るとともに、仕事と私生活の調和がとれた魅力ある職場環境の形成を促進し、建設産業の持続的な担い手確保につなげることを目指す。

	日	月	火	水	木	金	土
第1週							稼働日
第2週				稼働日の閉所		振替	
第3週				振替	祝日		連休4
第4週	連休化	祝日の閉所	稼働日の閉所		振替		稼働日
第5週							
第6週	猛暑予報のため閉所						
...							
第〇週			祝日 稼働日				稼働日
第〇週							稼働日
第〇週		祝日					稼働日
第〇週							

1週目は〇〇を施工したいから土曜日にも施工して、雨予報の水曜日を閉所しよう



祝日と土曜日を振り替えて大型連休化しよう



暑い夏は休んで、その分涼しい時期に働こう



完全週休2日（土日祝）を超える休暇の確保

工期変更等調整会議

- フレキシブルな休日制度の取組みの充実を図ることを目的に、受注者から工期延長等の申し出があった場合には、「工期変更等調整会議」を設置するものとする。
- フレキシブルな休日制度の実施にあたって工程に支障となる案件の解決に向けて、初回から事務所幹部が出席し、受注者から直接事務所幹部に協議できる体制を構築することで、迅速な意思決定を行う。
- 全てのフレキシブルな休日制度試行工事を対象とする。

工期変更等調整会議とは・・・

【構成と出席者】

- **工事受注者**: 現場代理人、監理技術者、担当技術者 等
- **発注者**: 技術副所長、工事発注担当課長、主任監督員 等

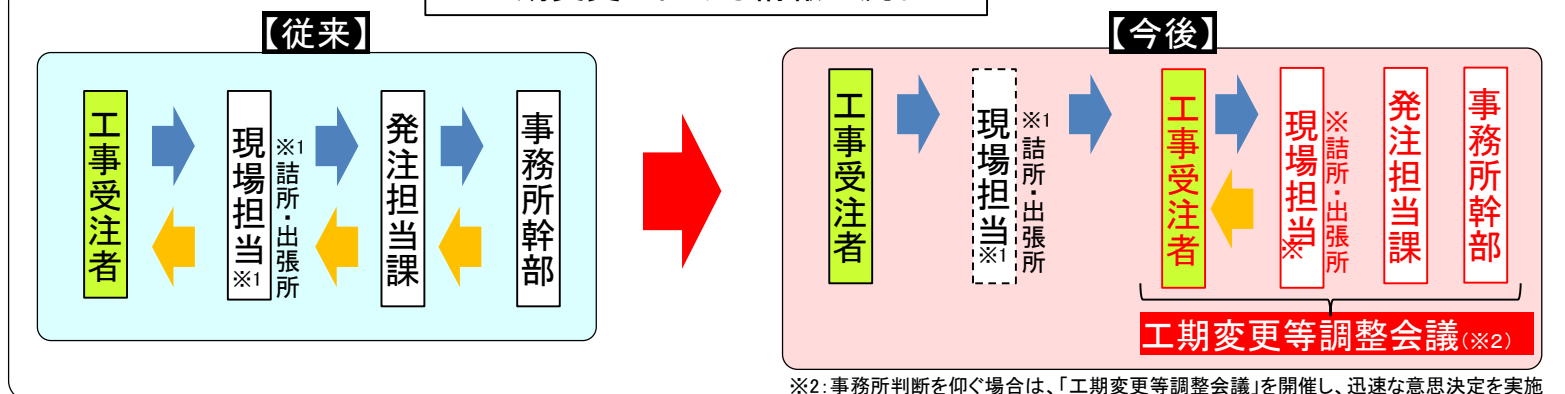
【開催頻度(例)】

- 実施工程表作成時点(総括打合せ時点)
- 月1回開催を目安に、調整事項に合わせ実施
- 工期変更の必要が生じた場合
- 工事実施内容(工種・数量等)の変更が生じた場合

【取組内容】

- **取組計画の確認**: 現場閉所日の計画及び実施状況の確認
- **工程進捗に関する情報共有**: 工程進捗に関わる課題調整、クリティカルパス等の確認
- **課題解決に向けた対策検討**: 課題事項に関する実施対応者、実施時期などを明記し、進捗状況を確認
- **工期変更に関する協議**
- **工事実施内容(工種の削減・数量削減・施工条件の変更等)に関する協議**

<工期変更における情報の流れ>



フレキシブルな休日制度に関する取組【四国地方整備局】

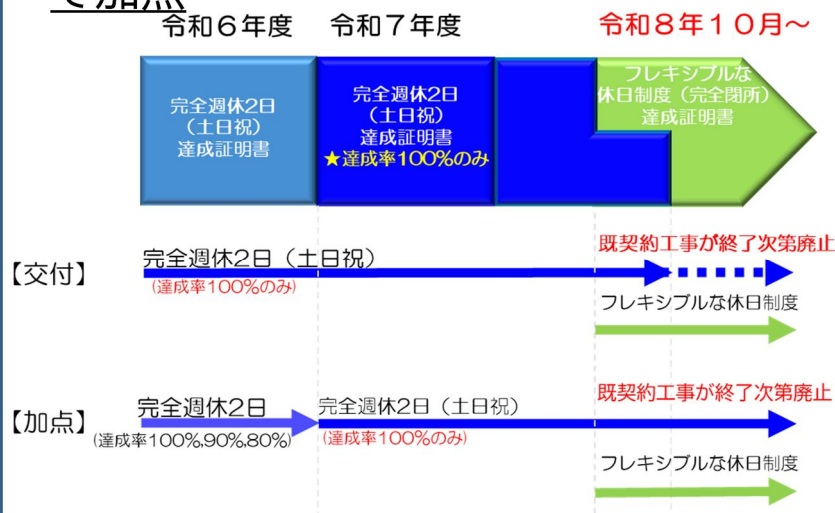
達成証明書交付の取り組みの試行

(完全週休2日(土日祝)達成証明書、フレキシブルな休日制度(完全閉所)達成証明書)

- 四国地方整備局発注の週休2日工事においては、令和2年度より、取り組みを達成した受注業者に対して「履行証明書」を交付。
- 令和6年度より、完全週休2日(土日祝)の達成率が100%の工事のみ、「完全週休2日(土日祝)達成証明書」の交付対象として取り組んできたところ。(WLBに配慮した「完全週休2日(土日祝)」の試行も含む。)
- 結果、令和7年度完了工事の完全週休2日(土日祝)達成率は約100%と、かなり浸透。
- 令和8年10月1日以降公告の工事より、休日の設定曜日を限定せず、受注者が工事の特性や労働者の勤務状況等を踏まえて柔軟に休日を設定できるものとし、**現場閉所で確保した完全閉所日数**が従来の完全週休2日(土日祝)の日数を超える場合に達成証明書を交付。

総合評価

◆ 企業評価 (その他企業評価) で加点



【企業評価】

◎完全週休2日(土日祝)
完全週休2日達成企業に **3点** の加点評価
※既契約工事が終了次第廃止

◎フレキシブルな休日制度
フレキシブルな休日制度を適用し、達成できた企業に **3点** の加点評価

※完全週休2日(土日祝)の取り組みを達成した受注者に対して「完全週休2日(土日祝)達成証明書」を交付。

※交替制適用工事で公告する工事では、「完全週休2日(土日祝)達成証明書」の評価を除く。

「令和6年度～」
※既契約工事が
終了次第廃止

【完全週休2日達成企業マーク】

★完全週休2日(土日祝)を達成した企業

2024年度

**完全
週休2日
(土日祝)
達成**

2 days off per week
完全週休2日達成企業

国土交通省
四国地方整備局

「令和8年度～」

【フレキシブルな休日制度(完全閉所)達成企業マーク】

★フレキシブルな休日制度を適用し達成した企業

2027年度

**フレキシブルな休日制度
(完全閉所)
達成**

Flexible holidays within Construction period
フレキシブルな休日制度達成企業

国土交通省
四国地方整備局

★どちらのマークも、取得した年度の翌年度1年間、社の広報に使用可能

ウィークリースタンスの取り組み(工事の環境改善)

1. 目的

工事を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、ワンデーレスポンスを推進しているが、これに加えて、計画的な工事の施工および設計業務等の履行を確保しつつ、非効率なやり方の工事現場および業務の環境等を改善し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

2. 対象工事

全ての工事(災害復旧工事・維持工事等緊急を要する場合は除く。)

3. 取り組み内容

原則として、以下の項目について、受発注者相互で確認・調整のうえ、取り組み内容を設定する。

- ①月曜日(休日明け)を依頼の期限日としない
- ②ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない
- ③金曜日(休日前)に依頼しない
- ④打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する
- ⑤(業務時間外にかかるおそれのある)16時以降は、打合せ開始時間に設定しない
- ⑥作業内容に見合った作業期間を確保する
- ⑦業務時間外に回答が必要な連絡を行わない
- ⑧その他、任意に設定する

(⑧の例):

- ・打合せは10時～16時までの時間とする
- ・ノー残業デー(や金曜日)は定時の帰宅に心がける
- ・打合せはWEB会議を活用するなど、効率的な実施に努める

【記載例】 別紙-1 (工事)
ウィークリースタンス推進チェックシート (総括打合せ時)

(1) 協議参加者 実施日 令和6年4月10日

工事名	●●工事		
工期	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日		
設計書コード	*****		
発注者	事務所名 ○○河川国道事務所		
役職名	総括監督員	主任監督員	監督員
参加者名	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○
受注者	会社名 ○○建設(株)		
役職名	監理(主任) 技術者	現場代理人	
参加者名	○○ ○○	○○ ○○	

(2) 営業時間等

発注者	受注者	
始業時間	8:30	始業時間 9:15
終業時間	17:15	終業時間 18:00
ノー残業デー※1	毎週水、金曜日、毎月16日	ノー残業デー※1 毎月10日、15日、20日、25日

※1 毎月の定時退社・退庁の曜日または日を記入すること

(3) ウィークリースタンス取り組み実施内容 (■実施項目)

実施項目	特記事項 (日付け等の設定)	実施
(1)月曜日(休日明け)を依頼の期限日としない	月曜日等(第三者の要求対応を除く)	■
(2)ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない	金曜日等(第三者の要求対応を除く)	■
(3)金曜日(休日前)に依頼しない	毎週水曜日(第三者の要求対応を除く)	■
(4)打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する		■
(5)16時以降は、打合せ開始時間に設定しない	16時以降開始する打合せを行わない。	■
(6)作業内容に見合った作業期間を確保する。		■
(7)業務時間外に回答が必要な連絡を行わない。		■
(8)その他の項目※2		
打合せは10時～16時までの時間とする		□
ノー残業デーは定時の帰宅に心がける		□
打合せはWEB会議を活用するなど、効率的な実施に努める		□

※2 (1)～(6)以外で取り組む内容がある場合に記入す
※ 受注者の希望する実施項目は「□」とし、初回打合せを踏まえ実施する項目を「■」とする

予め対応出来ない事項やその措置に対する対応を確認する。

(4) 緊急時等の対処方法

緊急時等の対処方法

権利者等との調整の結果、休日の作業となる場合は休日明け日(●曜日)を振替日(休日)とする。
ノー残業デーは権利者等の第三者の要求によるものを除き勤務時間外の業務対応を求めない。

※ 工事の内容や特性を踏まえ、緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び休日又は夜間作業等により、設定した取り組みが実施出来ない場合の対処方法(依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等)について双方で確認し設定

「工事関係書類等の適正化指針」の周知徹底

- 2024年4月からの時間外労働規制の上限規制適用を前に、あらためて四国地整の取組を周知。
(全工事受注者に配布および、各事務所・現場詰所等において幅広に掲示)

2024年4月からの時間外労働の上限規制適用を前に
あらためて皆様に四国地方整備局の取組を周知！

国土交通省
四国地方整備局

【工事関係書類等の適正化指針】 で現場の働き方改革を推進！

「適正化指針」ってなに？

- 平成30年度に初版を発行し、毎年改訂。
- 土木工事書類作成マニュアルに記載の無い事項を、想定されるケース毎に補足。
- 工事請負契約書に則り受発注者の役割分担を明確化するとともに、正しい対応を記載。
- 作成すべき書類・作成不要な書類を明示。

【ケース2】総括打合せにおける協議事項の取り扱い

受注者

発注者

対応

決めてもらいたいことをあらかじめ準備していたのに、指示をもらうことが出来なかった。段取りもあるで早めに決めて、指示をもらいたい。

協議内容は理解しました。今回は設計図面内の誤謬等について経路指示とします。その他の項目については後日、項目毎に協議書を作成し協議してください。

○工事着手に遅れが生じないように、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。

○指示資料は発注者にて作成しますが、土木工事共通標準書1-1-1-3 2.設計図書の開示に記載されているとおり、事実が確認できる資料が提出されていることが前提となります。

○（「事実が確認できる資料」とは、ケース3を参照。）

○基本的には総括打合せ指示としますが、構造変更による設計検討が必要な場合などにおいては根拠的な指示とし、詳細については発注担当または主任監督員の指示とします。

なお、根拠的な指示とは、内容にもよりますが、指示となる目及び現場条件や構造変更等に対する指示する予定日等を伝えることを指しています。

○「土木工事書類作成マニュアル」には、「通知・確認を受けた内容については、特に理由がある場合を除き、改めて協議する必要はないことを記載し、周知徹底します。

【指針に記載しているケースの例】

- 発注者が行うべき作業を受注者がサービスとして代行している。
- 受注者協議による工事打合せ簿への添付書類が多い。
- 施工計画書の過度な作り込みを指示される。等、様々な課題に対応

「適正化指針」と「目安箱」は四国地方整備局HPから

<https://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/index.html>

企画部

「適正化指針」及び「目安箱」は四国地方整備局HPから

■目安箱は、指針に対する要望や改善意見を随時受け付ける窓口です。

■工事関係者に限らず、誰でも、いつでも投稿が可能です。

■頂いたご意見は、毎年の指針改訂に反映してまいります。

■投稿者に不利益の無いよう、十分配慮しています。

■働き方改革に繋がる建設的なご意見をお待ちしています！

関連する主なマニュアルやガイドラインはこちら

- 土木工事書類作成マニュアル
https://www.skr.mlit.go.jp/etc/doboku_manual/doboku_manual_r5_3.pdf
- 設計図書の照査ガイドライン(案)
<https://www.skr.mlit.go.jp/etc/sekeitosyo/sekeiguide.pdf>
- 直轄請負工事における設計変更ガイドライン(案)
https://www.skr.mlit.go.jp/etc/guide_R3_10.pdf
- 工事一時中止に係るガイドライン(案)
https://www.skr.mlit.go.jp/etc/itijityuushi_H27_06Ver2.pdf

【本資料に関する問い合わせ先】
国土交通省 四国地方整備局
企画部 技術管理課
087-811-8311

令和5年12月版

○四国地方公共工事品質確保推進協議会は、国、法人、地方公共団体の全113団体で構成

■設立

平成18年7月12日

■メンバー(令和8年度時点)※オブザーバー含む

◇四国地方公共工事品質確保推進協議会

国 : 11団体

国土交通省 四国地方整備局
農林水産省 中国四国農政局
林野庁 四国森林管理局
環境省 中国四国地方環境事務所
財務省 四国財務局
国税庁 高松国税局
国土交通省 四国運輸局
国土交通省 第五管区海上保安本部
国土交通省 大阪航空局
警察庁 四国管区警察局
経済産業省 四国経済産業局

法人等 : 3団体

西日本高速道路(株) 四国支社
本州四国連絡高速道路(株)
(独)水資源機構

地方公共団体 : 99団体(4県、全95市町村)

四国地方公共工事品質確保推進協議会

＜目的＞公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保

＜活動内容＞ 年1回開催

- ・発注者の責務としての各種施策の検討
- ・発注関係事務を適正に実施するための発注者支援の体制づくりの検討並びに支援を実施。

＜構成員＞

- (国) 四国地整局長、関係省庁出先機関部長等
- (県) 土木部長等
- (市町村) 市町村長
- (特殊法人等) 四国内に組織を有する機関の部長等

幹事会

＜活動内容＞ 年1～2回開催

- ・各種施策の取り組み状況の情報交換及び推進・強化に向けた意見交換等

＜構成員＞

- (国) 四国地整企画部長、関係省庁出先機関部長等
- (県) 副部長、次長、課長等
- (市町村) 担当部課長等
- (特殊法人等) 四国に組織を有する機関の課長等

県部会

＜活動内容＞ 年2回開催

- ・市町村へ施策実施に向けた働きかけ、支援要望等の情報交換等

＜構成員＞

- (県) 土木部長等
- (市町村) 課長(発注担当・財務担当課)
- (国) オブザーバー

I 全国統一指標に関連する項目

1 週休2日工事の達成【工事】

- ・全機関において週休2日対象工事を拡大し、週休2日の取り組みを推進する。
- ・国・県・市町村等全機関連携し『全工事週休2日！』を目標に週休2日(土日閉所)の達成を目指す。

※やむを得ず、休日が取れない場合は、振替や交替制などを検討

2 施工時期の平準化【工事】

- ・全機関において閑散期(4～6月)の平準化率1.0以上・繁忙期(1～3月)の平準化率1.0以下を目指す。
- ・国・県・市町村等を含めた四国地域ブロック及び各県単位での平準化率を公表(500万円以上)。
- ・小規模工事(500万円未満)を含めて、施工時期の平準化に努める。
- ・平準化推進のために「さ・し・す・せ・そ」の活用の継続実施に努める。
- ・各機関において関係部局で相互の緊密な連携を図り、平準化の推進に努める。

※ ㊟ 債務負担行為の活用、㊤ 柔軟な工期設定(余裕期間制度の活用)、㊦ 速やかな繰越手続、㊧ 積算の前倒し、㊨ 早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

II 地域独自指標に関連する項目

1 情報通信技術を活用した工事、業務を普及させるための取り組み【工事、業務】

- ・全機関が情報通信技術を活用した取り組みを進めることにより、情報通信技術の拡大を図る。
- ・発注者向けの講習会等開催の取り組みを継続し情報通信技術の浸透を図る。

2 スライド条項の設定【工事】

- ・全機関において受注者からの請求により請負代金の変更が可能となる条項を工事請負契約書に規定する。

3 受注者との情報共有、協議の迅速化【工事、業務】

- ・スリム化ガイドライン(工事)、ウィークリースタンス・スケジュール管理(業務)等を適用し、工事・業務を円滑かつ効率的に進める。

III 受発注者(建設業)共通の課題への対応

1 魅力ある業界をPRする取り組み【広報・情報発信】

- ・週休2日や情報通信技術・最新技術の活用など、新しい建設業(現場)の魅力を各発注者から発信する。

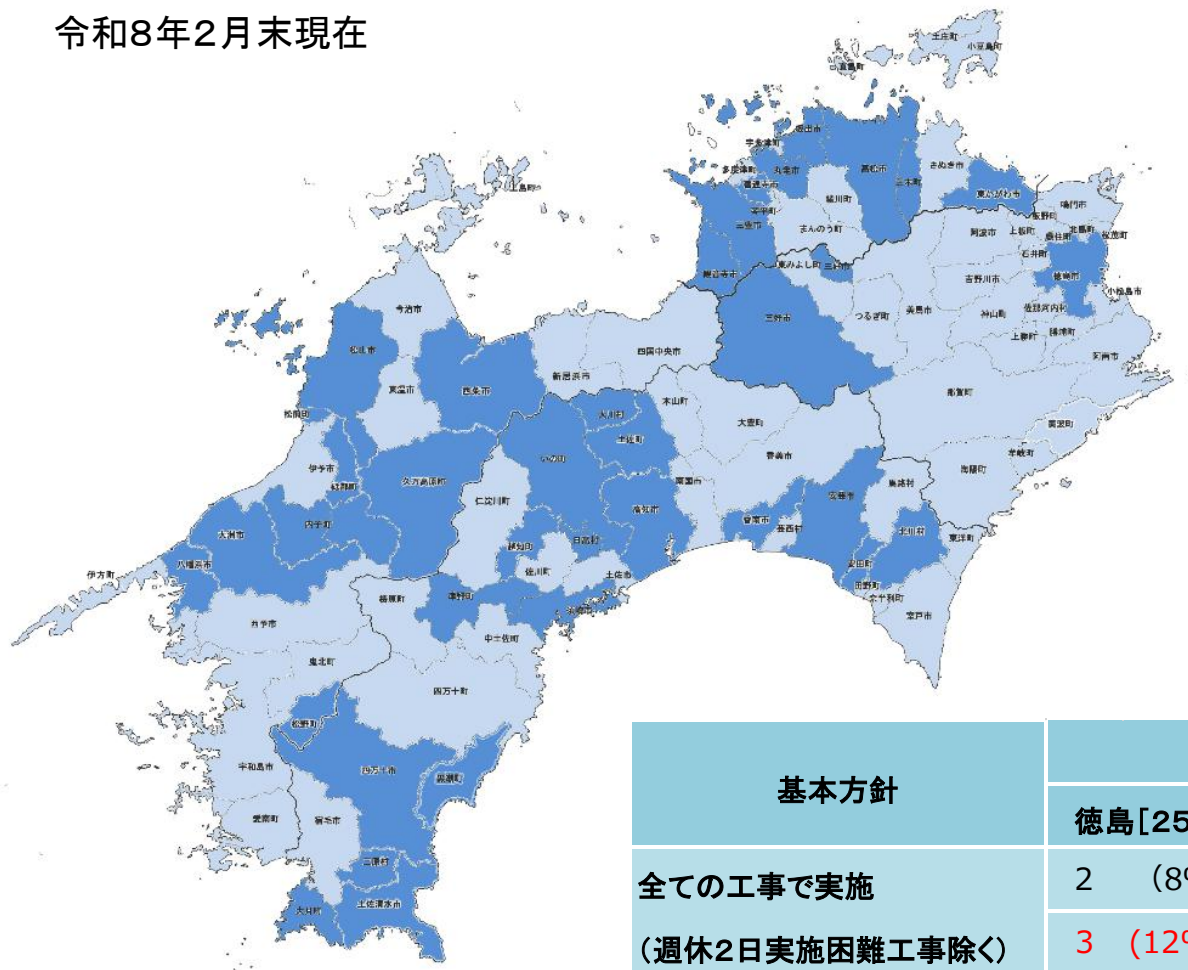
（一社）四国建設 四国建設 四国建設 四国建設 四国建設 四国建設 四国建設 四国建設 四国建設 四国建設
（一社）四国建設 四国建設 四国建設 四国建設 四国建設 四国建設 四国建設 四国建設 四国建設 四国建設
（一社）四国建設 四国建設 四国建設 四国建設 四国建設 四国建設 四国建設 四国建設 四国建設 四国建設
（一社）四国建設 四国建設 四国建設 四国建設 四国建設 四国建設 四国建設 四国建設 四国建設 四国建設

四国品確協の取り組み



令和8年度の週休2日への取り組み予定

令和8年2月末現在



凡例

全ての工事で実施
(週休2日実施困難工事は除く)

一部の工事で実施

実施に向けた検討のみ

上段：R7年度の実績数値
下段：R8年度の予定数値

〔単位：組織数〕

基本方針	県域[県、市町村]			
	徳島[25]	香川[18]	愛媛[21]	高知[35]
全ての工事で実施 (週休2日実施困難工事除く)	2 (8%)	9 (50%)	6 (29%)	15 (43%)
	3 (12%)	9 (50%)	10 (48%)	18 (51%)
一部の工事で実施	21 (84%)	7 (39%)	15 (71%)	20 (57%)
	22 (88%)	9 (50%)	11 (52%)	17 (49%)
実施に向け検討	2 (8%)	2 (11%)	0 (0%)	0 (0%)
	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

四国として進めるインフラDXの方向性

令和3年8月24日

令和3年度 第1回 四国インフラDX本部会議 より

「働き方改革」⇒「担い手確保」⇒「事業継続維持」のために！

を進め

につなげ

を果たす

技術力の底上げをサポートし、ICT技術活用の裾野・建設業界を目指す人材の裾野を広げる

四国として進めるインフラDXの3つの方向性

令和4年3月15日

令和3年度 第2回 四国インフラDX本部会議 より

- ★ 地域建設業 担い手確保 （ICT技術を活用した生産性向上、働き方改革）
- ★ 行政手続きや暮らしにおけるサービスの改革
- ★ 四国地方整備局 職員の働き方改革（デジタル技術を活用した業務の効率化・高度化）

令和8年度の方針 働き方改革を進め 担い手確保に向けDXの実践を継続

官民双方の生産性向上・働き方改革等の取り組みを推進するため

- ・各部会のロードマップを着実に実行し、スピード感を持って結果につなげ効果を把握
- ・デジタル技術の「普段使い」を目指し、地域建設業者へ新技術活用の底上げを積極的に支援
- ・職員向けのAIを含めたDXの更なる推進のため、各部・各事務所で実践し好事例を展開
- ・事務所も含め推進体制による業務改善の一層の推進

「地域建設業の担い手確保」

生産性の向上（デジタル技術の活用促進）



1. i-Construction2.0、ICT施工StageⅡの実践

- 施工現場のオートメーション化、省人化に向けi-Con2.0やStageⅡを進める
 - ・ 大規模な土工の現場において、ICT施工StageⅡ相当の工事に取り組む

▶ **土工数量が概ね20,000m³以上の工事を対象として、ICT施工StageⅡ相当の新技术の活用を原則化**

2. ICT、BIM/CIMデータ活用の実践

- ICT、BIM/CIMデータ活用の取り組み事例を展開する
 - ・ 「調査設計・施工・維持管理」の各段階で、ICT/i-ConやBIM/CIMの先進的な取り組みを推進するとともに 積極活用する事業（工区、地区）を各事務所等で設定し、その取り組み事例を展開する

▶ **松山河川国道事務所の松山外環状道路インター東線において、事業情報プラットフォームを構築・活用**

3. 地域建設業へのDXの展開

- 地域の担い手・守り手である地域建設業の事業継続維持に向け、DXの取り組み好事例を展開する
 - ・ インフラDX省人化モデル工事、研修・講習会、インフラDX人材育成センター活用などに取り組む
 - ・ 地域建設業が主に担っている維持管理作業について、積極的にDXの事例を展開する

▶ **今治道路（今治朝倉IC建設工区）R7今治道路小泉地区改良工事 で実施**

ご清聴ありがとうございました